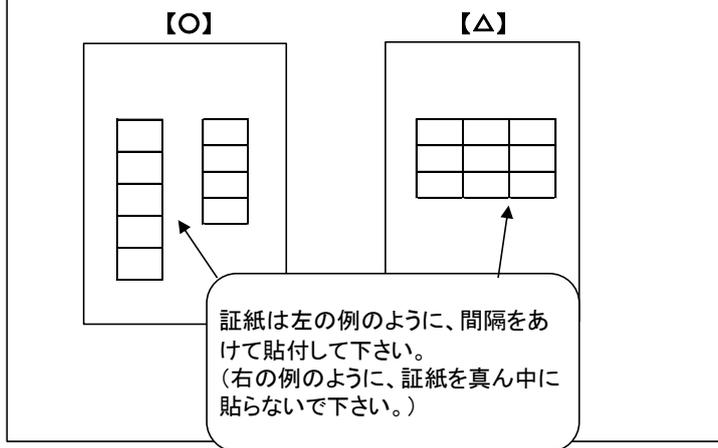


収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

県知事許可は、県証紙の貼付となります。

大臣許可は収入印紙や登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書の貼付となります。

※証紙の枚数が多い場合は、貼付の仕方にご注意下さい。
(例:9万円の場合)



記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。